

阪南市西鳥取・下荘地域包括支援センター

（介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業）運営規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、阪南市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成29年阪南市条例第4号。以下「条例」という。）の規定3条に基づき、阪南市が委託する阪南市西鳥取・下荘地域包括支援センター（以下「センター」という。）が実施する介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営等に関する事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 この事業は、センターの保健師その他の事業に関する専門的な知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）からの相談に応じて、利用者やその家族の意向等を基に、介護予防サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 センターは、事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定介護予防サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

5 センターは、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。）、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に

規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。））、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

6 前5項のほか、「条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 阪南市西鳥取・下荘地域包括支援センター
- (2) 所在地 大阪府阪南市箱作3515番7

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、センターの担当職員その他の職員の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、センターの担当職員その他の従業者に法、条例及び関係法令の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) 担当職員

保健師（または看護師）	2名（常勤）
主任介護支援専門員	1名以上（常勤）
社会福祉士	1名以上（常勤）
*上記職種のうち1名が管理者と兼務	
介護支援専門員	1名以上（常勤）
コミュニティソーシャルワーカー	2名（常勤）
その他（認知症地域支援推進員等）	1名以上（常勤）

担当職員は、利用者からの相談に応じ、心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を策定するとともに、サービスの提供が確保されるよう介護予防サービス事業者等との連絡、調整等その他の便宜の提供を行う。

- 2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

（営業日及び営業時間）

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの年末年始の休日を除く。

- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。

（介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援の提供方法及び内容）

第7条 センターは、条例第3条に定める取扱方針を遵守するものとし、事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) センター内相談室における利用者からの介護予防ケアマネジメントケアプラン・介護予防ケアプラン(以下、「介護予防ケアプラン」と言う。)作成依頼等に対する相談対応
- (2) 課題分析
 - ア 課題分析の実施にあつては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。
 - イ 課題分析の実施にあつては、利用者の生活機能及び健康状態、その置かれている環境等生活全般及び次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を踏まえて、利用者及び家族が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、利用者が自立した生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握する。
 - ① 運動及び移動
 - ② 家庭生活を営む日常生活
 - ③ 社会参加及び対人関係並びにコミュニケーション
 - ④ 健康管理
- (3) 介護予防ケアプラン原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標及び具体策並びに利用者及び家族の意向を踏まえた具体的な目標を設定するとともに、目標達成のための支援の留意点、利用者及び介護予防サービス事業所等が目標を達成するために行うべき支援の内容及びその期間等を記載した介護予防ケアプランの原案を立案する。
- (4) 介護予防サービス担当者会議等の実施等

利用者を含めた介護予防サービスの担当者会議（担当職員が介護予防ケアプランの作成のために介護予防ケアプランの原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、介護予防ケアプラン原案の内容について、担当者における専門的見地からの意見を求める。
- (5) 介護予防ケアプランの確定

担当職員は、介護予防ケアプランに位置付けた介護予防サービスについて、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得て確定させるものとする。
- (6) 個別サービス計画の作成の指導

担当職員は、介護予防ケアプランに基づき、介護予防サービス事業者等に対して、個別サービス計画の作成を指導するものとする。
- (7) サービス実施状況の継続的な把握

介護予防ケアプランの作成後においても、利用者及びその家族並びに介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防ケアプランの実施状況、利用者の状態及び解決すべき課題等についての把握を行うとともに、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡、調整その他の便宜の提供を行う。
- (8) 目標達成状況の評価

担当職員は、介護予防ケアプランに位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について、評価を行うものとする。

（業務の委託）

第8条 センターは、法第115条の23第3項の規定により、事業の一部を居宅介護支援事業所に委託する場合には、条例第3条に基づき、次のとおり行うものとする。

- (1) センターは、前条第2号から第7号までの業務について、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）で承認を得た居宅介護支援事業者に委託することができる。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に事業が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- (3) 委託先の居宅介護支援事業者の選定は、可能な限り利用者の希望を尊重し、公平中立の立場で行うものとする。
- (4) センターからの委託を受けた居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が業務を行う場合においても、条例及びこの運営規程を遵守しなければならない。

（利用料その他の費用の額）

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無料とする。

- 2 提供した事業について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び事業提供証明書を交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、阪南市内とする。

（事故発生時の対応及び損害賠償）

第11条 条例第3条の規定により、センターは、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故の状況及び事故の際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供に伴う事故で、センターの責めに帰すべき理由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合は、その責任の範囲において利用者に対して損害を賠償するものとする。
- 4 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情対応）

第12条 条例第3条の規定により、センターは、自ら提供したサービス又は自らが介護予防ケアプランに位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切な対応するために必要な措置を講じるものとする。

る。

- 2 センターは、提供した事業に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 センターは、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（個人情報の保護）

第13条 個人情報の保護については、条例第3条の規定により、センターは、利用者の個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び阪南市個人情報保護条例（平成12年阪南市条例第27号）並びに医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日老発第1224002号老健局長通知）を遵守するものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 センターは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者をいう。）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（その他運営についての留意事項）

第17条 センターは、担当職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- 2 前項に規定する研修の実施に当たっては、市及び他の介護予防支援事業者と連携を図ることとする。
- 3 センター及び担当職員その他のセンター従業者は、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- 4 センターは、担当職員その他のセンターの従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- 5 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定介護予防支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人阪南市社会福祉協議会と事業所の管理者又は阪南市との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日より施行する。

- 2 この規則は、その一部を改正し、平成30年4月1日より施行する。
- 3 この規則は、その一部を改正し、令和3年4月1日より施行する。
- 4 この規則は、その一部を改正し、令和6年4月1日より施行する。